

## 住民監査請求監査結果

### 1 請求の受理

令和7年8月13日付けで請求人から地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求（高監委第226号。以下「本件請求」という。）は、形式上の要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

### 2 請求の要旨及び理由

監査に当たり、請求書記載事項及び事実証明から請求の要旨及び理由を次のように解した。

#### (1) 請求の要旨

濱田剛史市長（以下「市長」という。）は、令和6年8月15日に、高槻市（以下「市」という。）所有の公用車を使用して、高槻市民である故[REDACTED]氏の葬儀（通夜）（以下「本件葬儀」という。）に参列した。しかし、本件葬儀は公務とはいえないのであるから、市長は私的に公用車を使用して、市に損害を与えたといえる。

市は、「8月15日については、[REDACTED]の妻であり、現在、[REDACTED]の実母の逝去に伴う葬儀である。・・・各々方の市の発展及び市政への貢献に鑑み、市として弔意を示すため、公務として参列したものである。」と主張している。

仮に、[REDACTED]として市政に貢献した者がいたとしても、その妻や母については、直接市政に貢献したとはいえないのであるから、本件葬儀は、市の公務とはいえない。上記故人が市政に貢献した証拠もない。

公用車の使用は、公務に限られるところ、上記のとおり、市長は公用車を私的に使用してきた。これは明らかに、裁量の範囲の逸脱又は濫用であるから違法である。

市長の上記公用車使用に関する、市長及び職員ら（運転手の職員や公用車に同乗した職員も含む。）の給与相当額並びに公用車のガソリン代相当額が市の

損害である。

よって、上記違法行為及び各損害について、それらの経緯、事実、責任者、市長らの給与相当額及びガソリン代相当額等を明らかにした上で、関係団体、関係人、関係職員、決裁権者、専決権者、市長その他の責任者に対し、損害賠償請求又は不当利得返還請求することの勧告を求める。

また、上記の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使を怠る事実が違法不当であることの確認を求める。

## (2) 請求の理由

市長は、令和6年8月15日に、市所有の公用車を使用して、本件葬儀に参列した。上記故人については、直接市政に貢献したとはいえず、市政に貢献した証拠もないのであるから、本件葬儀は、市の公務とはいえない。

市長自身の葬儀等への参列は、最上位の弔意の表し方である。

たとえば、総理大臣から供花だけが送られてきた場合と、総理大臣が自ら葬儀に参列した場合とを比べれば、明らかに、後者のほうに重みがある。

つまり、市長自らが葬儀に参列することは、最上位の弔意の示し方なのである。

市では、役所交際費の支出の基準等に関する要領（以下「要領」という。）が定められており、慶弔費等の支出の基準が定められている。上記故人は、この基準のいずれにも当たらない。

したがって、最低額の香典も支出されない葬儀に、市長が公務として参列することはできないというべきである。

以上のことから、市長が公用車を私的に使用したことは明らかに、裁量の範囲の逸脱又は濫用であるから違法であり、市長の上記公用車使用に関する、市長及び職員らの給与相当額並びに公用車のガソリン代相当額が市の損害である。

## 3 監査の実施

### (1) 監査対象事項

請求人は、市長の上記公用車使用に関する、市長及び職員らの給与相当額並びに公用車のガソリン代相当額が市の損害であると主張しており、損害賠償請

求又は不当利得返還請求することを求めている。

市長らが本件葬儀に参列するために公用車を使用したことは違法であり、市が損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を行使しない事実があり、それが違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査対象事項とした。

(2) 監査対象部課

総合戦略部市長室

(3) 請求人の意見陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき請求人に陳述の機会を与えたが、請求人からはこれを行わない旨の意思表示がなされた。

(4) 関係職員の意見陳述

令和7年9月2日に、総合戦略部理事兼市長室長及び同室主査が陳述を行った。

関係職員の陳述の概要は、次のとおりである。

本件葬儀は、

の妻であり、  
の実母である故氏の逝去に伴う葬儀である。令和6年8月15日に通夜式が執り行われたことから、故人親族の市の発展及び市政への貢献に鑑み、市として弔意を示すため、市長が公務として参列したものである。その際、公用車を使用し、運転手として総務課職員のほか、市長室職員が同行している。

請求人は、公用車の使用は、公務に限られるところ、本件の使用については、市長が私的に使用したものとして、裁量の範囲の逸脱又は濫用であるから違法であると主張している。しかしながら、本件葬儀については先ほど説明したとおり、市政関係団体の役員等を務められた方の親族の葬儀であり、市の発展及び市政への貢献に鑑み、市として弔意を示すため参列したものである。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとされており、地方公共団体の長である市長は、市民福祉の向上や行政の円滑な執行のために多種多様な職務を公務として担っている。

本件葬儀への参列は、市政関係者との信頼関係の維持増進を図り、行政を円

滑に執行するために必要な職務であり、社会通念上相当と認められる儀礼上の行為であることから、市長として当然の公務であると判断している。

また、請求人は、市長自身の葬儀等への参列は最上位の弔意の示し方であり、要領に基づく香典の支出がない葬儀に、市長が公務として参列することはできないというべきなどと主張している。しかしながら、要領は、あくまで役所交際費の支出の基準及び交際費の公開に関し必要な事項を定めたものであり、市長が葬儀へ参列することについて定めたものではない。

市長の葬儀への参列については、要領によらず、故人又はその親族と市政との関わりや市政への貢献などに鑑み、総合的に判断している。なお、当該要領に基づく香典を支出している方の葬儀にも、市長は日程が許す限り公務として参列している。

したがって、本件葬儀への参列は公務であることから、その際の公用車の使用に係る本件支出については、何ら違法不当な点はない。市長が公用車を私的な目的で使用したかのような請求人の主張は、根拠のない事実と反するものである。

#### 4 監査の結果

##### (1) 事実の確認

本件葬儀は、[REDACTED]  
[REDACTED]の妻であり、[REDACTED]  
[REDACTED]の実母である故[REDACTED]氏の逝去に伴う葬儀である。

令和6年8月15日に通夜式が執り行われたことから、故人親族の市の発展及び市政への貢献に鑑み、市として弔意を示すため、市長が公務として参列している。その際には、市長が公用車を使用している。

自治法第1条の2は、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする、と規定している。また、地方公共団体の長である市長は、市民福祉の向上や行政の円滑な執行のために、多種多様な職務を公務として担っている。

そして、市の判断は、本件葬儀への参列について、市政関係者との信頼関係の維持増進を図り、行政を円滑に執行するために必要な職務であり、社会通念

上相当と認められる儀礼上の行為であることから、市長として当然の公務というものである。

なお、要領は、役所交際費の支出の基準及び交際費の公開に関し必要な事項を定めたものであり、市長が葬儀へ参列することについて定めたものではない。

## (2) 判断

請求の要旨及び理由、請求人から提出された証拠書類、関係職員の陳述及び関係書類から判断した結果は、次のとおりである。

ア 本件葬儀に参列したことが、公務に当たるか否かについて検討する。

普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（自治法第1条の2第1項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的とされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である（最高裁平成18年12月1日第二小法廷判決）。

これを本件についてみると、上記事実確認から、以下のとおりである。

(ア) 請求人は、市長が、市所有の公用車を使用して、本件葬儀に参列したことは、市の公務とはいえない、と主張する。

しかし、市長が、本件葬儀について、市として弔意を示すため参列したことは、故人親族の市の発展及び市政への貢献に鑑み、普通地方公共団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまるものであり、普通地方公共団体の事務に含まれるといえる。

(イ) また、請求人は、香典も支出されない葬儀に、市長が公務として参列することはできないというべきである、と主張する。

しかし、上記4(1)のとおり、要領は、そもそも役所交際費の支出の基準

及び交際費の公開に関し必要な事項を定めたものであり、市長が葬儀へ参列することについて定めたものではない。

したがって、市長の葬儀への参列については、要領によらず、故人又はその親族と市政との関わりや市政への貢献などに鑑み、総合的に判断したことに特段不合理な点はない。

イ よって、市長が本件葬儀に参列するために公用車を使用したことは、公務に当たるということができるため、上記違法のあることを前提とする請求人の主張は、その前提を欠く。

### (3) 結論

以上のことから、請求人の主張に理由はなく、請求人が求める措置の必要は認められない。